

# 第35回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年7月30日（木）16時15分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長発言・指示
- 5 閉会

## 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

### 1. 現在の状況

#### ○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 7月29日15時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	4,351,997	149,256
ブ ラ ジ ル	2,483,191	88,539
イ ン ド	1,483,156	33,425
ロ シ ア	822,060	13,483
南 ア フ リ カ	459,761	7,257
メ キ シ コ	402,697	44,876
ペ ル ー	389,717	18,418
チ リ	349,800	9,240
英 国	302,295	45,963
イ ラ ン	296,273	16,147
そ の 他	5,302,736	232,475
合 計	16,643,683	659,079

※ 188の国・地域で確認されている。

#### ○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 7月29日24時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	11,611	328
大 阪 府	3,430	88
神 奈 川 県	2,286	98
埼 玉 県	2,146	72
千 葉 県	1,522	48
福 岡 県	1,481	33
北 海 道	1,396	103
愛 知 県	1,172	35
兵 庫 県	1,026	45
京 都 府	677	20
そ の 他	4,586	130
合 計	31,333	1,000

※チャーター便帰国者15名、空港検疫553名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

#### ○ 都の発生状況 11,611名（7月28日20時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 11,608名（うち死亡者328名）

## ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び  
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 12 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 13 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 14 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 1 日	第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 5 日	第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出
5 月 2 9 日	第 15 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
6 月 4 日	第 37 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
6 月 1 8 日	第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6 月 2 9 日	第 39 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7 月 3 日	第 40 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7 月 1 0 日	第 1 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7 月 1 6 日	第 2 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7 月 2 2 日	第 3 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7 月 2 2 日	第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## ○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日	第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月3日	第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月7日	第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月3日	第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日	第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日	第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日	第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日	第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月1日	第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月22日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月26日	第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月29日	第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月2日	第29回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月11日	第30回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月30日	第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月2日	第32回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月9日	第33回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月15日	第34回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連

絡会」を開催

- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を一部改定
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ2へ移行（6月1日から）
- ・都民・事業者に感染拡大への警戒を呼び掛ける「東京アラート」発動（6月2日）
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ3へ移行・東京アラート解除（6月12日から）
- ・今後のモニタリングの方法について（案）の公表（7月1日から試行）
- ・令和2年度7月補正予算案を公表
- ・専門家による新たなモニタリング項目に基づく分析と評価をモニタリング会議において本格実施し、都としての対応策を検討（7月9日から）
- ・モニタリング会議での専門家の方々の分析に基づき、感染の拡がりに対応して、検査・医療体制の強化や、都民や事業者の皆様への呼びかけ、要請など、多面的な対策を展開（7月15日から）

# 感染状況・医療提供体制の分析（7月29日時点）

区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	前回の数値 (7月21日公表時点)	現在の数値 (7月29日公表時点)	前回との比較	(参考) 緊急事態宣言 下での最大値	項目ごとの分析※3		
感染状況	①新規陽性者数	232.4人	258.1人		167.0人 (4/14)	総括コメント 感染が拡大していると思われる		
	潜在・市中感染	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※1における発熱等相談件数	65.9件	95.6件		114.7件 (4/8)	全世代に感染が広がっている。新規陽性者数と接触歴等不明者数の増加が続いている。  個別のコメントは別紙参照	
		③新規陽性者における接触歴等不明者	数	122.3人	154.0人			116.9人 (4/14)
			増加比	153.1%	118.9%			281.7% (4/9)
		④検査の陽性率（PCR・抗原）	6.5% <small>(検査人数3,278.0人)</small>	6.5% <small>(検査人数3,140.7人)</small>		31.7% (4/11)		総括コメント 体制強化が必要であると思われる
医療提供体制	受入体制	⑤救急医療の東京ルール※2の適用件数	31.1件	45.3件		100.0件 (5/5)	入院患者数及び重症患者数の増加が見られる。  個別のコメントは別紙参照	
		⑥入院患者数 <small>（中等症のみレベル2）</small>	949人 <small>（1000床→2800床）</small>	1,106人 <small>（1000床→2800床）</small>		1413人 (5/12)		
		⑦重症患者数 <small>人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要な患者（病床確保レベル1）</small>	14人 (100床)	22人 (100床)		105人 (4/28,29)		

※1「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※3 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

モニタリング項目	7月29日のコメント
<p>① 新規陽性者数</p>	<p>○新規陽性者数は4日で1,000人を超えるペースで増加しており、前週との比較でも増加比約110%と減少の兆しは見られない。緊急事態宣言下での最大値を大幅に超えている。</p> <p>○7月21日から7月27日までの報告では、10歳未満1.5%、10代3.0%、20代38.4%、30代24.5%、40代14.2%、50代8.9%、60代4.0%、70代3.5%、80代1.6%、90代0.3%であり、全年齢層に感染が拡大しつつある。</p> <p>○40代、50代の全体に占める割合が23.1%と前週に比べて増加し、60代以上の年齢層にも感染が拡大している。</p> <p>○感染経路は接待を伴う飲食店等だけでなく、施設内感染、同居、職場、会食、イベント参加等、多岐に渡っている。これらは、無症状や症状の乏しい感染者の行動に影響を受けている可能性がある。</p> <p>○介護老人保健施設、デイケア施設、病院等、重症化リスクの高い施設において、無症状や症状の乏しい職員を発端とした感染が見られており、引き続き、施設内における感染防止対策の徹底と検査体制の拡充が必要である。</p> <p>○濃厚接触者に占める感染経路が会食である人の割合は、7月21日7.7%から7月28日22.2%へと増加している。</p> <p>○飲食はマスクを外した状態で行われ、人と人が密に接触するような環境で会話を伴う飲食が行われると、感染のリスクが高まる。濃厚接触者に占める感染経路が会食である人の割合が増加しているのは、飲み会や宴会などの、複数人で飲食をする機会が増えているためと考えられる。したがって、このような環境を避けることが新規陽性者数の減少につながる。</p> <p>○また、週単位でみると、同居する人からの感染が増加しており、7月22日から28日の7日間平均では11.8%と接待を伴う飲食店による感染の9.7%を上回っている。</p> <p>○7月21日から7月27日までの届出保健所別陽性者数を見ると、最多の新宿区が14.1%を占めるが、島しょを除く都内全域に広がって新規陽性者が発生している。</p>
<p>② #7119における発熱等相談件数</p>	<p>○#7119は、感染拡大の早期予兆の指標の1つとして、モニタリングしている。第一波（3月1日から5月25日の緊急事態宣言解除までと設定）では、患者の急速な増加の前に#7119における発熱等の相談件数が増加した。</p> <p>○#7119の7日間平均は先週と比べ約1.5倍に急増しており、新規陽性者数の増加に注視する必要がある。</p>
<p>③ 新規陽性者における接触歴等不明者数・増加比</p>	<p>○接触歴等不明者数は7日間平均で154名となり、2週連続で緊急事態宣言下での最大値を超えている。</p> <p>○7月29日時点の新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、約120%となり、先週よりも減少したものの、高い数値となっている。</p> <p>○接触歴不明率の増加比がこのまま4週間継続すると接触歴等不明の新規陽性者が約2.1倍（約323人/日）程度発生する。さらに4週継続すると接触歴等不明の新規陽性者数は、現在の約4.3倍（約662人/日）になる。</p>

モニタリング項目	7月29日のコメント
④ 検査の陽性率 (PCR・抗原)	<p>○陽性率は横這いである。</p> <p>○今週は、休日の影響を受けて、7日間平均の検査数は減少している。</p> <p>○PCR検査の陽性率は、検査体制の指標としてモニタリングしている。迅速かつ広くPCR検査等を実施し、早期診断することは、より早くからの療養を促すことができ、重症化予防と感染拡大防止の双方に効果的と考える。</p> <p>○陽性率が6%を超えていることを踏まえると、十分なPCR検査等を行うためには、引き続き検査体制の強化が求められる。</p>
⑤ 救急医療の東京 ルールの適用件数	<p>○東京ルールの適用件数は、増加傾向にあり、7月22日以降、40件から50件前後で推移している。また、7日間平均の件数も、先週と比べ約1.5倍に増加している。</p>
⑥ 入院患者数	<p>○7月7日の都の要請に基づき、病院は、中等症はレベル2（2,700床）、重症はレベル1（100床）の病床の準備を進めている。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の患者の入退院は、手続き、感染防御対策、検査、調整、消毒など、通常の患者より多くの人手、労力と時間が必要であり、病院ごとに当日入院できる患者の数には限りがある。陽性者以外にも、陽性者と同様の感染防御対策と個室での管理が必要な新型コロナウイルス感染症と疑われる患者を、1日当たり、都内全域で100人から200人受け入れている。確保病床数イコール当日入院できる患者数ではない。</p> <p>○都内全域で1日当たりの新規入院患者数が100人を超えることがあり、医療機関への負担が深刻である。</p> <p>○救命救急医療やがん医療などの通常の医療と新型コロナウイルス感染症患者のための医療を両立することが重要であり、無制限に無症状・軽症の新型コロナウイルス感染症患者のための病床を確保することはできない。</p> <p>○病床の稼働には、人員確保、患者の移動、感染防御対策の拡充を含め2週間程度要することから、今後の新規陽性者数の推移を注視しながら、早めの準備が必要である。</p> <p>○保健所から入院調整本部への調整依頼件数は、1日100件を超え、特に、中等症患者に関する依頼件数が増加しており、保健所と入院調整本部による入院調整が難航している。</p> <p>○7月21日から7月27日までの陽性者1,766人のうち、無症状の陽性者が約16%程度を占めている。宿泊療養施設を増やしているが、運営にあたる医師等は、通常の医療現場から人員を確保しているため、充足に苦労している。</p> <p>○感染拡大防止、医療提供体制の確保、宿泊療養施設の確保とともに、ITを活用した健康観察や、食事、日用品の宅配などを活用した安全な自宅療養を総合的に検討すべき時期に来ている。</p> <p>○第一波（3月1日から5月25日の緊急事態宣言解除までと設定）と異なり、1日当たりの新規陽性患者数の漸増が長期間継続して収束の兆しが見えない中、医療従事者の緊張は続いている。</p>
⑦ 重症患者数	<p>○重症患者数は、重症化リスクの高い中高年層を中心に増加し続けている。</p> <p>○第一波（3月1日から5月25日の緊急事態宣言解除までと設定）では、ピーク時に医療機関は、予定手術や救急の受け入れを大幅に制限せざるを得なかった。特に重症患者数の増加は、新型コロナウイルス感染症患者のための医療だけでなく、それ以外の疾患の重症患者に必要な集中治療の提供体制を圧迫することとなる。</p> <p>○重症患者数の増加は新規陽性者数の増加からしばらく遅れて生じるので、増加の始まりは急速な感染拡大の予兆と捉えるべきである。</p> <p>○重症患者の救命のためには集中治療室等の病床確保が不可欠である。重症患者においては、病床の占有期間が長期化することを念頭に置いた病床確保の取組が必要である。</p>

# モニタリング分析の結果（7/29）

## 1 感染状況

### <総括コメント（4段階）>



感染が拡大していると思われる



感染が拡大しつつあると思われる



感染拡大の兆候があると思われる



感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

## 2 医療提供体制

### <総括コメント（4段階）>



体制が逼迫していると思われる



体制強化が必要であると思われる



体制強化の準備が必要であると思われる



通常の体制で対応可能であると思われる

# 検査体制

## 救急医療機関等における検査機器の導入支援

### (1) 救急医療の円滑な実施に向けた支援

「新型コロナ疑い救急患者の東京ルール」 参画医療機関におけるPCR検査機器等導入を支援

### (2) 災害発生時の速やかなトリアージに向けた支援

災害拠点病院をはじめ、すべての救急医療機関におけるPCR検査機器等導入を支援

## 高齢者施設における検査の推進

- ✓ 重症化リスクが高い高齢者が多く入所する高齢者施設でのクラスター発生を防ぐため、入所者等へ戦略的に検査を実施

# 患者受入体制

## 重症患者用の病床確保

- ✓ 重症患者は病床の占有期間が長くなることから、更なる病床確保に向けた準備を進めていく。

## 宿泊療養施設の拡充

- ✓ 29日に東横イン東京駅新大橋前・東横イン新宿歌舞伎町、31日にイーストタワー（品川プリンスホテル）を開設
- ✓ 来月さらなる施設を確保するべく調整中

# 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例 改正について①（令和2年8月1日施行）

感染拡大防止のため、以下の項目を義務化

《 ガイドライン・ステッカー 》

- 事業者によるガイドラインの遵守
- 店舗等へのステッカーの掲示
- 都民によるステッカー掲示店舗等の利用



# 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例 改正について②（令和2年8月1日施行）

## 感染拡大防止のため、以下の項目を義務化

### 《 見守りサービス等 》

- 都立施設・店舗で  
クラスターが発生した場合に  
インターネットで  
通知するサービスの活用

東京版 新型コロナ見守りサービス  
TOKYO'S COVID-19 NOTIFICATION & SUPPORT SERVICE

メールで入場登録  
E-mail check-in

LINEで入場登録  
LINE check-in (Ja)

ここでクラスターが発生したら  
お知らせがあなたに届きます。  
Check-in using one of the QR codes above to be notified if a cluster occurs at this facility.

QRコード（左）を撮影して、メール送信欄の宛先欄に施設名を入力して送信し、入場登録が完了します。  
Scan the QR code on the left and send a blank e-mail as directed. An automatic reply containing a confirmation link will then be sent to your e-mail account. Click on the link provided to complete check-in.

QRコード（右）を撮影して、LINEアプリの検索欄に施設名を入力して検索し、友達追加で通知していただき、入場登録が完了します。  
Scan the QR code on the right and add the "FRIEND" of "MySupport Personal Support @Tokyo" official account, which will be displayed in Japanese or English in the QR code search results, to your list of friends. Press the connect icon, you can check in by simply scanning the QR code.

東京都  
東京都健康増進・疫学感染症対策推進センター  
東京都健康増進・疫学感染症対策推進センター  
東京都健康増進・疫学感染症対策推進センター

# 都民の皆様へ

**感染予防・感染対策は万全に**

**夜間の繁華街への外出は控えて！**

- ・ 高齢者等は、重症化リスクあり。3密の徹底回避を
- ・ 一人ひとりが「感染しない、させない」の意識で行動を
- ・ 見守りサービス・接触確認アプリなどの活用を

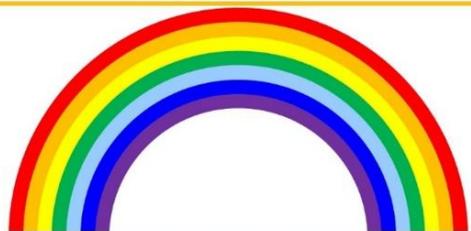
# 事業者の皆様へ

- ・ ガイドラインを守ってステッカー掲示を！
- ・ 都内に100万枚掲示！



# 「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示を！

## 感染防止徹底宣言



新型コロナウイルス  
感染拡大防止中

〇〇〇 × × ×

 東京都



<事業者のみなさまへ>

ステッカーの作成は  
こちらから →



# 感染防止に取り組む事業者を支援

## ○ ガイドラインに基づく取組への助成

✓ 対象となる取組例

- ・パーティションの設置、サーモカメラの購入 など

✓ すでに取り組を行っている場合でも申請可能（5月14日以降の取組が対象）

✓ 助成限度額 50万円（工事費を含む場合は100万円）

※詳しくは

公社 ガイドライン 助成金

検索



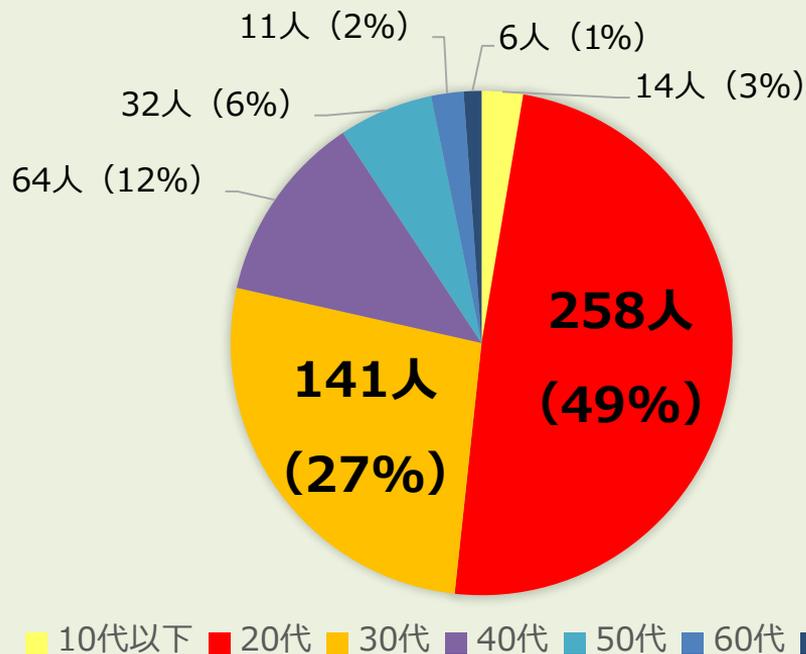
# 利用者の皆様へ

- ・ ガイドラインを  
守らないお店は避けて！
- ・ ステッカーのある  
安心なお店に！



# 最近の会食などでの感染事例

飲食店等での感染例（7/1～7/27）



✓ **飲食店等で感染した患者の約8割は20代・30代の若者**

（具体的な事例）

- ・ 同僚20人での会食パーティー
- ・ 友人2～3人の居酒屋での飲み会

✓ **「長時間」「大声」「至近距離」は特にリスクが高い！**

## 最近の主な感染事例

全世代

飲食店、友人宅などで友人と会食  
(4人以下の例も多数)

20代  
・30代

知人の誕生日会に参加

10代  
～30代

(後に陽性が判明した)友人とカラオケ

## 感染リスクを避けるために＜会食編＞

どうしても会食等に参加される場合には・・・

- ・ **長時間**の会食や飲み会は避ける
- ・ **大声**や**至近距離**での会話・歌唱をしない
- ・ 食事中以外、特に**会話を楽しむ際**には**必ずマスク**を付ける
- ・ 他グループとの**相席は避ける**
- ・ できるだけ**間隔を空け**、なるべく**横並びで座る**
- ・ 個室の場合は**十分な換気**を行う
- ・ 店舗入口や手洗い場所の**消毒液**で**手指を消毒**する
- ・ **体調が悪いと感じるときは、会食や飲み会に絶対参加しない**

# 営業時間短縮の要請について

- 業種 都内の酒類の提供を行う飲食店  
及びカラオケ店
- 営業時間 朝5時から夜10時まで
- 対象期間 8月3日から8月31日まで

# 協力金の支給について

- 全面的にご協力いただける中小事業者に  
一事業者あたり一律20万円を支給
- ◎ 支給対象はステッカー掲示事業者

## 「第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年7月30日（木）16時15分  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

それでは、第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本会議には、感染症の専門家の先生といたしまして、国立国際医療研究センター国際感染症センター長の大曲先生にご出席をいただいております。先生には後程、専門家としてご発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料に基づきまして、進めて参ります。資料を1ページおめくりください。世界の主な国・地域ごとの発生状況になります。世界では感染者として1600万人を超える数、死亡者として、66万人に達する数の死亡者数が出ております。

国内につきましては、感染者数が3万を超えまして、死亡者数については、1000人の大台に乗ったところですが、都の発生状況ですが、昨日の20時30分の時点で1万1611名の陽性者が出ています。資料を1枚おめくりください。国の動きになります。もう1枚おめくりいただいて、国の方では7月22日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施しました。皆様のお手元には、国の新型コロナウイルス感染症対策本部資料を参考としてお配りしておりますので、後程ご参照いただければと思います。都の動きに関しましては、1枚おめくりをいただきまして、7月15日に第34回対策本部会議の実施をしたというところですが、都の対応につきましては特段新しい動きはございません。

それでは、モニタリングの分析結果について、福祉保健局長からご発言のほどよろしくお願いたします。

### 【福祉保健局長】

新型コロナウイルス感染症に係るモニタリングにあたり専門家の方々からいただいた都内の感染状況及び医療提供体制に関する分析結果について、ご報告申し上げます。

資料はA4横の「感染状況・医療提供体制の分析」（7月29日時点）をご覧ください。

2枚目以降、別紙としてそれぞれに関する詳細なコメントをおつけしております。まず、1ページ目をご覧ください。都内の感染状況と医療提供体制に関する分析でございます。

感染状況については、「①新規陽性者数」から「③新規陽性者における接触歴等不明者」まで、3項目となっております。「現在の数値」には、7月29日公表時点での数値が記載されていますが、前週と比較して上昇または高い水準で横ばいとなっております。

専門家の方々からは、新規陽性者数は4日で1000人を超えるペースで増加しており、前

週比で110%と減少の兆しが見られないことから、4段階のうち最高レベル、赤色の「感染が拡大していると思われる」との総括コメントをいただいたところです。

続いて、医療提供体制でございますが、「④検査の陽性率」から「⑦重症患者数」までの4つとなっております。

前週と比べ、「④検査の陽性率」は横ばいだが、「⑤救急医療の東京ルール適用件数」から「⑦重症患者数」は上昇しております。

重症患者数が増加し続けていることや、1日あたりの新規入院患者数が100人を超えることもあり医療機関の負担が深刻であることなどから、4段階のうち、3段階目にあたるオレンジ色の「体制強化が必要であると思われる」との総括コメントをいただいております。

詳細な分析内容については後程専門家の先生からご説明いただきます。以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、本日専決処分により、条例改正を行っておりますので、本件につきまして総務局長からご説明をお願いいたします。

#### 【総務局長】

私からは、「新型コロナウイルス感染症対策条例」の改正の専決処分についてご説明申し上げます。

本条例の改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、都民・事業者の皆様のご責務等を定めるものでございます。

この改正に当たっては、先程開催した東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会からも妥当とのご意見をいただき、本日7月30日に専決処分を行いました。

具体的な改正内容でございますが、まず、すべての事業者の皆様にガイドラインを遵守する責務を定めました。ガイドラインには、都のほか、区市町村及び業界団体等で定めたものを含むことといたします。

また、集客施設を運営する事業者やイベント主催者は、店舗等にステッカーを掲示するよう努めることを規定いたしました。

都民の皆様にも、ステッカーの掲示された店舗等をご利用いただく。そして、ステッカーがしっかりと掲示されているイベントのみに参加していただく。こうした都民の皆様のご責務についても、条例上、規定をさせていただきました。

また、感染の可能性を把握するため、都の「見守りサービス」、国の接触確認アプリ「COCOA」など、インターネットを使った通知サービスを活用していただくことも規定しております。

さらに、島しょなど、地域の特性にも配慮した感染症対策を実施するよう規定しています。

本条例については、8月1日から施行いたします。説明は以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。その他、各局長の皆様でご発言のある方いらっしゃいますか。では、政策企画局長お願いいたします。

**【政策企画局長】**

資料はございませんが、私の方からは、現下の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえました、当面の都政運営につきまして申し上げます。感染症との厳しい闘いが続く中、最優先すべき課題は、新型コロナウイルスの感染拡大の対応策を早期に確立し、感染者数の減少に向けた道筋をつけることであり、そのため、福祉保健局に緊急的に職員を増強して対応しております。

また、現在実施している特別体制については、感染拡大の状況を踏まえ、当面継続することとし、各局には、テレワークや時差出勤の再度の徹底をお願いいたします。

例年7月末頃に示される来年度予算の見積方針や組織定数要求方針等につきましては、コロナ対応を最優先するため、1か月程度後ろ倒しとする方針でございます。各局における今後の対応につきましては、追って財務局及び総務局から連絡する予定でございます。

その他、近々実施予定でございました構造改革推進チームの立ち上げにつきましても、その時期を再検討いたしますとともに、東京の未来を切り開く羅針盤として策定する長期戦略の進め方につきましては、依命通達に併せてお示しして参ります。

こうした体制に基づき、全庁一丸になって、これまで以上にスピード感を持って取り組み、新型コロナウイルスの危機を乗り越えていきたいと考えております。以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

他にご発言のある方、Webexでご参加の局長の皆様いかがでしょうか。

それではここで、感染症の専門家からのご発言ということで、大曲先生からお願いいたします。

**【大曲先生】**

国際医療研究センターの大曲と申します。

モニタリングのコメントの詳細についてご紹介いたします。

モニタリング7項目のうちの、まず、感染の状況を示す項目の①新規陽性者数からでございます。

新規陽性者数ですが、4日で1,000人を超えるペースで増えておりまして、前回の数値と比較すると、増加比約110%であります。減少の兆しは、見られないというところでござい

ます。

年齢構成でありますけれども、7月21日から27日までの報告を見ますと、全年齢層に感染が拡大しつつある予想が見えておりまして、今回特に40代、50代の全体に占める割合は、23.1%と前週に比して増加しておりました。ここは目立ったところでございます。

感染経路は従来の接待を伴う飲食店だけでなく、多様になってきていまして、施設内感染ですとか同居者、職場、会食、イベントといったところになっております。

施設ですけれども、介護老人保健施設といった、重症化リスクの高い施設において、特にその症状の乏しい職員を発端とした感染が見られています。こうしたことから感染防止対策を徹底することと、検査体制の拡充が重要と思っております。

また、感染経路ですが、濃厚接触者に占める感染経路が会食である人の割合が上がっております。7月28日に22.2%でありました。

特に飲食等ですが、マスクを外した状態で行い、そこで、人と人が密になるような環境で会話を伴うように行われると感染のリスクは上がるわけです。このような濃厚接触者に占める感染経路が会食である方が増えているのは、要は、マスクを外した状態で濃厚接触する機会が増えているということを示唆します。ですので、こうした3密の環境を避けるということが、新規陽性者の感染防止に繋がると考えております。

また、週単位でみると、同居する人からの感染が増えているという特徴もございました。

地理的な広がりとして、届出保健所別の陽性者数を見ますと、やはり新宿が一番多くて14.1%なのですが、島しょを除く都内全域に広がっているというところが見えておりました。

2点目は、#7119における発熱等相談件数でございます。今回相談件数の7日間平均が前週と比して、約1.5倍に上がっております。前回は、これが見られた後に、新規陽性患者数が増えたということを経験しておりますので注意しております。

3点目は、新規陽性者数における接触歴等不明者数・増加比であります。7日間平均で今回154名でありました。2週連続で緊急事態宣言下での最大値を超えているという状況であります。7月29日時点での新規陽性者における接触歴等不明者の増加比であります。約120%でありました。先週よりもやや減少しましたものの、高い数値というところがございます。以上が、感染の状況です。

次に医療で医療提供体制についてのコメントを申し上げます。

モニタリング項目④検査の陽性率（PCR・抗原）でありますけれども、今回陽性率は横ばいではございました。今週は休日の影響を受けて検査数はやや下がっております。

陽性率が6.5%というのはやはり高い数値であり、十分なPCR検査を行うためには、引き続き検査体制の拡充は必要ということを考えております。

⑤は救急医療の東京ルール適用件数であります。7月22日以降、40件から50件で増加。また、7日間平均も、前週比で1.5倍に増加している。

⑥は入院患者数でありますけれども、都の要請で病院は、中等症はレベル2（2700床）、重症はレベル1（1000床）の病床の準備を進めております。

新型コロナウイルス感染症患者の入退院は、非常に労力と時間が必要でありまして、当日病院で受け入れる患者さんの数には限りがあります。それだけではなく、病院は陽性患者と同じ感染症対策と個室での管理が必要な新型コロナウイルス感染症と疑われる患者を、1日当たり都内で100人から200人いらっしゃいますので、この方々を受け入れる病床が必要ということをお願いしておきます。

都内全域で1日当たりの新規入院患者数が100人を超えることもあり、医療機関への負担が出ているというところ です。

救命救急医療やがん医療などの通常の医療と新型コロナウイルス感染症患者のための診療を両立させるという意味で、無症状や軽症の方も無制限に入院ベッドに入らせていただくということはなかなか難しいというところがあります。

病床の稼働には、人員確保など、2週間程度時間がかかりますので、今後の陽性者数を見ながら、早めに準備をしていくということが大事であります。

保健所から入院調整本部への調整依頼件数が、1日100件を超え、入院先を探すのに行政の方でも苦労されているというところが見えてきます。

また、7月21日から27日まで陽性者1,766人おられましたけれども、無症状の方が約16%になりました。宿泊療養施設を増やしているところではありますが、実際対応する医師などを確保するのが大変だという状況もございます。

感染拡大防止、医療提供体制の確保、宿泊療養施設の確保ということで、施設の確保ということも大事であります。在宅療養の検討ということも重要になってくると考えております。IT関係を活用した健康観察や、食事、日用品の宅配などを活用した安全な在宅療養といったことを総合的に検討すべき時期が来たと思っております。

第一波と比較すると1日当たりの新規陽性者数の漸増がなかなか止まらないというところで、医療従事者の緊張した状態が続いているというところがございます。

7番目の重症患者数でありますけれども、じわりじわりとではございますが、重症化リスクの高い中高年層を中心に増加しているということでもあります。

前回の第一波時では、重症患者が増えたピーク時に医療機関は、予定手術や感染症以外の診療を縮小せざるを得なかったということもあります。

重症コロナ患者が増えますと、大きな手術等もなかなかできない、集中治療室を出られないからということもありますし、集中治療体制を圧迫するというところがございます。

重症患者の増加は新規陽性者数の増加からしばらく遅れて生じてきますので、現在増えている状況は、極めて注意して見ておく必要があると思っております。

また、重症患者さんの病床利用期間は非常に長いので、入院患者が増えていくと(病床の)利用期間が長期化していますので、そこを踏まえ、いかに病床を確保するかということが、これからは重要と考えております。私からは以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。

それでは本部長の方からお願いいたします。

#### 【都知事】

本日も大曲先生ありがとうございます。

それでは、第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議における発言をさせていただきます。

先ほど第 4 回目のモニタリング会議を行いまして、モニタリング項目について専門家からのご報告をいただき、都としての対策を議論いたしましたところでございます。

専門家の先生方からは、感染状況については、赤、「感染が拡大していると思われる」、医療提供体制につきましては、オレンジ、「体制強化が必要であると思われる」との総括コメントいただきまして、これは先週からの変更はないということであります。

今日のモニタリング会議におけます専門家の皆様方の御意見を踏まえますと、現状は、これまでの「感染拡大警報」の状況から更に深刻になっていると言わざるをえないといえます。

先週、新規陽性者数は初めて 300 人を超えました。本日の新規陽性者も 367 人ということで、これまでの最高が 366 人ございましたので、これまでの最多人数ということがございます。地域的、年代的、感染経路的にも広がりが見られております。都内各地で複数のクラスターも発生をしているところがございます。

よって、現状は一刻の猶予も許されない、速やかな取組の推進が必要でございます。

都内各地での感染拡大を防止するためには、地域の実情を把握している区市町村と連携したメリハリのある対策が重要でございます。

そこで、まず保健所への支援であります。特別区などの保健所を支援するため、都職員を現在 65 人派遣しておりますが、保健所の業務が逼迫状態しているということから、8 月上旬には約 120 名体制で派遣を行えるよう準備をしております。

あわせて、全国区市町村との協議会の立ち上げは明日になりまして、第 1 回の会議の開催となります。しっかりと意見交換を行って、実効性ある取り組みへと繋げて参りたいと存じます。

次に、検査であります。1 日当たり 1 万件の検査処理能力を目指しており、現在は約 8,600 件の処理が可能となっております。

救急医療機関などにおける PCR の検査機器の導入を支援するとともに、高齢者施設における検査の推進を図っていきます。

患者の受け入れ体制であります。現在 2,400 床、内訳として、重症用が 100 床、中等症用が 2300 床、合わせて 2400 床を確保していただいているところでありますが、先ほども大曲先生からご指摘がありましたように、重症患者は、病床の占有期間が長くなるということから考えますと、さらなる病床の確保に向けた準備の必要がございます。

宿泊療養施設であります。昨日 29 日から、2 施設を、明日から 1 施設を新たに開設し、

2000 室を超える体制となります。また、来月さらなる施設を確保するべく、調整を進めて参ります。

「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」の改正につきましては、先ほど総務局長から報告があった通りでございます。本日、専決処分により改正した結果であります。そして、この条例につきましては、8月1日からの施行となります。

現状は、感染爆発も憂慮される極めて危機的な事態と一定の抑制が必要でございます。

一方で、これからのコロナとの長い闘いを見据えますと、完全に営業をやめてくださいというようなことは、非現実的な選択といえるかと思えます。

そこで、都内の酒類の提供を行う飲食店そして、カラオケ店の皆様方には、8月3日から8月31日までの間、営業時間を短縮していただくよう要請をいたします。具体的な営業時間は、朝5時から夜10時までといたします。

全面的にご協力いただける中小企業の皆様方に対しましては、一事業者あたり一律で20万円を協力金として支給いたします。

そしてその支給対象であります、ガイドラインを遵守しステッカーを掲示している事業者とさせていただきます。

なお、先程開催した、感染症対策審議会におきましては、「条例の改正や営業時間の短縮の要請は妥当」との御意見を頂戴したところでございます。

この後、臨時の記者会見を開きますが、都民・事業者の皆様に対しまして、感染拡大防止のための呼びかけを行わせていただきます。

そしてまた、各局におかれましては、「感染拡大警報」の状況から更に深刻な状況であるということを受け止め、必要な施策の迅速な展開をお願いいたします。

また、今後の全庁的な応援体制にも対応できますよう、庁内の連携を十分していただいて、万全を期していただきたい、ともに頑張っていきましょう。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。